

## グローバル交流活性化事業 参加事業者・団体公募要項 Q&A

No.	項目	Q	A
1	2. 事業概要	団体には自治体等の行政・公的機関も含まれるのか。	応募要件をすべて満たし、本事業の趣旨に合致したイベント等の開催・運営を行う意向がある団体であれば、法人格の制約はございません。要件に合致するか判断に迷う場合は、公募要項「8. 申込・問い合わせ先」に記載の事務局までお問合せください。
2	3. 事業概要	イベントの一部を都外で開催する場合も応募対象になるのか。	協定金の支給対象は都内においてオフライン（対面）形式で開催されるイベントになりますが、イベントコンテンツの一部を都外で開催すること等を妨げるものではありません。なお、都外で実施するイベントは協定金の支給対象外となります。本協定金の支給対象になる開催内容とその他の部分が明確に区分されるよう、証跡を提出してください。
3	2. 事業概要	申請額として設定した金額が全額協定金として支払われるのか。	応募にあたって事業者・団体が自ら設定したKPIの達成度合い及び事業全体の成果に応じて、東京都から協定金を支払います。応募時に定めたKPI指標が達成されない等の場合、協定金の支払金額が設定額から減額となる可能性があります。
4	2. 事業概要	申請額に下限額は定められているか。	下限額は定めていません。
5	3. 協定事業者の公募	「グローバル交流を企図とした取組が都内で開始されてから3年を超えないもの」はいつを起算日としているのか。	2026年4月1日を基準に3年を超えないものとし、2023年4月1日以降に開始されたイベントを対象とします。
6	3. 協定事業者の公募	企画書はどの程度詳細に記載しなければならないのか。	公募要項の「企画書に関する留意事項」(3) 企画書に盛り込むべき内容を参考に、イベント等の方向性やイベントを通じて提供したい価値、参加者誘引のための具体的方策と見込みについて記載し、実施体制やこれまでのイベント等の運営実績についてもご記載ください。
7	3. 協定事業者の公募	企画書に記載した内容が公表されることはあるか。	原則として、応募者の同意を得ることなく記載内容は公表いたしません。
8	3. 協定事業者の公募	イベント等で主に使用される言語は英語を基本とする、とされているが、バイリンガル形式（和英混用）でも可能か。	必要に応じて日本語の使用（併用）を妨げるものではありませんが、イベント等において主として使用される言語が英語となるようにしてください。日本語の使用が主となる場合（例：日本語でセッションを行い、英語の同時通訳をつける等）は、対象外となります。
9	3. 協定事業者の公募	事業の進捗状況についての報告はどのような形で行うのか。	四半期に一度、証憑をご提出いただけます。また、事務局から適宜進捗状況の確認をさせていただきます。報告にあたっては、指定の進捗報告用のフォーマットを使用します。
10	3. 協定事業者の公募	本事業の支援を受けて実施するイベントが他の公的機関の助成金等の支援対象となっている場合、本事業に参加することはできるのか。	他の助成金等の支援対象となっている企画内容と、本事業の支援を受けて実施する企画の内容が明確に区別される場合においては、応募いただくことが可能です。
11	3. 協定事業者の公募	応募事業者・団体の規模の制約はあるのか。	規模は問いません。
12	3. 協定事業者の公募	イベントの中で飲食物を提供しても問題ないか。	公募要項3.(2)①(エ)にて、「飲食を伴う場合は、社会通念上、公共が支援するイベントとしての節度を超えないようにしてください。」と記載している通り、過度な食事・飲料（特に酒類）の提供はお控えください。飲食を伴うイベントを実施する場合は、事前に東京都の確認を得てから実施してください。
13	3. 協定事業者の公募	招待制イベントや会費を徴収するイベントは支援の対象になるか。	公募要項3.(2)①(オ)にて、「(オ)会費を徴収するもの、イベント参加者が限定されるもの、飲食を伴うものについては、事前に東京都の確認を得てから実施します。また、実施した結果、事前の確認時には判断し得ない内容で実施され、その内容が不適切と東京都が判断した場合は、本事業の対象から除外するものとします。」と記載している通り、招待制・会費徴収を伴うイベントを実施される場合は、事前に東京都の確認を得てから実施してください。より多くの方に開かれたイベントを想定しておりますので、招待制・会費徴収等、参加者に制限が設けられる企画は極力ご遠慮ください。
14	3. 協定事業者の公募	イベントの実施回数に上限・下限はあるか	上限・下限はございません。実施回数を増やしすぎて、企画通りにイベント開催ができなくなることがないように、無理のない企画設計としてください。
15	3. 協定事業者の公募	外国人参加者数にはオンライン参加の人数も含まれるか。	原則含みません。実際に会場に会場にいらした方をカウントしていただきます。なお、サロンのイベントのうち、ハイブリッド形式で実施するイベントについては一部認められるケースがございます。詳細は公募要項（別紙）2.(2)Aをご確認ください。
16	3. 協定事業者の公募	オンサイトとオンライン、どちらからも参加いただけるようなハイブリッド形式のイベントも支援の対象になるか。	完全オンラインのイベントは対象外ですが、ハイブリッド形式のイベントは支援の対象となります（イベント実施回数としてカウントされます）。ただし、参加者数のカウントについては、原則実際に会場に会場にいらした方のみをカウントしていただきます。なお、サロンのイベントのうち、ハイブリッド形式で実施するイベントについては一部認められるケースがございます。詳細は公募要項（別紙）2.(2)Aをご確認ください。
17	3. 協定事業者の公募	複数回のイベントを開催する場合、外国人参加者数のカウントは延べ人数なのか、実人数（重複しない参加者個人）なのか。	外国人参加者数については延べ人数でカウントいただいて構いません。一方で重複なくより多くの方にお越しいただいたイベントをより評価できるよう、外国人の実参加者数についても評価の対象に含めております。
18	3. 協定事業者の公募	コンベンションタイプのイベントを実施する予定だが、プレイベントを実施してもよいのか。また、プレイベントの実績もKPIに含まれるか。	コンベンションイベントの開催に向けて、イベントを盛り上げる・集客を強化するためのものとして開催を妨げるものではありません。サロンのイベントとの線引き等を考慮し、KPIのカウントからは対象外とさせていただきます。
19	3. 協定事業者の公募	イベント実施対象期間を超えた活動はKPIに含まれるか。	イベント及び事後活動について、2月28日までに実施したものがKPI評価の対象となります。一方で期日以降の活動を妨げるものではありません。
20	4. 東京都の支援内容	イベント等の実施に必要な人件費、外注費、システム利用料・会場代等についても支出見込額に含めてよいのか。	含めていただいて構いません。ただし、証憑書類の提出を求め、支出見込額が過大と認められる場合、その補正を求めることがあります。
21	4. 東京都の支援内容	イベント等の実施にあたって、外部のスポンサーから協賛等を募ることは可能か。	他の民間団体の資金・アセット等の活用や、物品等の提供を受けることは可能です。但し、同じ企画内容に対して他からも公的な補助金を得ることは、本協定金とのダブルカウントとなり、原則認められません。
22	4. 東京都の支援内容	協定金は消費税の課税対象外なのか。	管轄の税務署にお問い合わせください。
23	5. 事業者・団体の応募方法	応募要件に、イベント等の運営実績を有していることとあるが、どの程度の実績を想定しているのか。証明書等の提出が必要なのか。	貴社（団体）が当該イベントの実施にあたって、主催・企画・運営等として関わっていたのであれば、実績として記載することができます。別途の証憑の提出は任意です。
24	5. 事業者・団体の応募方法	郵送で応募することはできるか。	郵送での応募は受け付けません。電子データをメールで送付してください。